

「国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（以下「番号不記載告示」という。）の一部を改正する件（国税庁告示第25号）」の概要

- 1 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の改正に伴い、次の(1)及び(2)のとおり番号不記載告示の改正を行うものである。
  - (1) 番号不記載告示第八十一号の規定を削除する。
  - (2) 番号不記載告示第八十二号の規定を第八十一号の規定へと改正する。
- 2 上記の番号不記載告示は、令和十四年五月十五日から適用する。